

前漢初期政治史研究をめぐって

富田健之

はじめに

漢代史研究の中でも、従来比較的手薄であった前漢初期についての研究が近年活発化してきている。その背景には、これまで「秦漢帝国」として論じられることの多かった秦と漢とのあいだに、皇帝権のありかたをはじめとして異質性が多く存することが指摘され、それをうけて漢の性格を解明すべく、研究の関心が漢初に向けられたということ^①や、裁判・法制史料として貴重な『奏讞書』などとともに、呂后二年（前一八六）のもの^②とみられる「二年律令」がふくまれていて、なごらくその公刊が待たれていた『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』がようやく刊行され^③、その利用が可能となったこと^④などが指摘できよう。当該期の政治史あるいは政治制度史に関する研究も例外ではなく、陸統とその成果が発表されてきている。とくに、劉邦集團の構成分析という手法を再利用して、漢帝国の起源・構造の解明を試みられた李開元氏や、独自の二重構造論をふまえて「天子」と「皇帝」とのアンビバレンツな関係を設定された好並隆司氏によって、当該期の政治構造の分析とその政治史的展開といった問題が、各々に追求されている。また、これまでも研究の対象とされてきた当該期の諸問題、たとえば呂氏専権をめぐる問題、あるいは文・景帝期の皇帝支配のありかたなどについて新たな問題提起がなされたり、史料制約などから十分な考察がなされてこなかった漢初の官制について、意欲的な考察が試みられるなどしている^⑤。

筆者も、そうした近年の研究動向、とくに李開元・好並隆司両氏の研究の驥尾に付して、前漢武帝期以前の皇帝支配をめぐる諸問題を考察した小

論（以下別稿と記す）をまとめ、公表する機会を得た^⑥。ただしその際、紙幅の関係から、李・好並両氏の研究の主要の紹介とそれに関わる私見については、そのほとんどを割愛し、要旨を述べるに止めざるを得なかった。よって本稿では、筆者が両氏の高論をいかに理解し、いかなる根拠のもと両氏の研究を批判的に継承しようとしたのか、といった点を中心に論じ、併せて前漢初期の政治史に関わる、そのほかの近年の研究を紹介することとする。その意味で、本稿は別稿の序論部分を補うものである。

一 李開元氏の研究をめぐって

李開元氏の研究は、かつて西嶋定生氏らによって試みられた、劉邦集團の構成分析による漢の国家支配の構造と性格の解明という研究方法に改めて着目し、劉邦集團の分析という手法を再利用することで漢帝国の起源を究明しようとしたものである。そうした主題のもと一九九〇年以降ほぼ十年にわたって積み重ねられてきた研究成果が、著書『漢帝国の成立と劉邦集團―軍功受益階層の研究―』（汲古書院、二〇〇〇年）としてまとめられている。漢の建国戦争に従軍し「高帝五年詔」によって種々の特権を付与された軍吏卒によって構成された、ひとつの社会階層としての「軍功受益階層」を措定し、その分析を通して漢帝国の起源とその構造を解明せんとされた氏の研究は、そのスケールにおいて筆者の問題関心をはるかに凌駕するものであり、またその研究総体を対象とした専評もすでにおこな

われていること^⑥から、ここでは漢初の政治史に直接的に関わる研究に限って、その大要を整理しつつ論評を試みたいと考える。

氏による漢初政治史の分析研究とその成果は、前掲著書の第六章「漢初軍功受益階層と漢代政治」にまとめられている。ここでは、まず第一節「高帝政治と漢初軍功受益階層」において、漢初政治史に大きく関わる高帝・諸侯王・功臣列侯三者の政治的バランスの問題が、「封爵の誓」と「白馬の盟」の考察によって明らかにされたうえで、第二節以下でこの三者のバランスの変遷としての漢初政治史の展開が、呂后期・文帝期・景帝期それぞれについて論述されている。その大要は以下のようである。

漢初のいわゆる三公九卿を中心として構成される中央政治機構は、おおまかに皇帝を中心として皇帝・皇后の居所たる未央宮と長樂宮とに関わる官僚・官府から構成される宮廷権力機構と、丞相を中心として広く国政に関わる官僚・官府からなる政府権力機構というふたつの部分に分かれており、その両者を御史大夫が仲介するという役割を果たしていた。ただし、高祖期は劉邦が長安に止まることは少なく、多く各地を転戦していたこともあり、いまだ宮廷・政府各機構は未分化であった。その高祖劉邦が死去し、恵帝の即位とともに呂太后による政治主導が開始されると、宮廷権力機構の固定化とそこを基盤とする宮廷政治が開始された。とくに恵帝の死後、呂太后の臨朝称制が始まると、宮廷権力機構の固定化が進み、呂氏一族・親呂氏派功臣集団・宦官集団に支えられた呂太后が、自らの拠る長樂宮を通して皇帝のいる未央宮を制御し、そこから長安城および政府機構をも制御するかたちで、宮廷政治を展開した。しかしながら、呂太后死後、その一族呂産が丞相の任に就くと^⑦、これが丞相ポストは功臣列侯より選任されるという建国以来の政治慣例を破ることとなり、宮廷と政府との微妙な政治均衡が崩れ、功臣らによる呂氏誅滅政変へと事態が動くこととなった。その後、政変に勝利した功臣らによって擁立された文帝は、代国旧臣を中心とした新しい漢朝宮廷機構をつくり、漢朝政権に対する支配を強化していった。また文帝は、賈誼の献策による列侯帰国策および侯国移転策を発し、軍功受益階層の団結力を破壊し、中央から排斥することによって、彼らの政治的影響力を弱体化するとともに、その侯国を直轄郡

に移転させることによって、在国の功臣列侯への監視を強化しようとした。しかし、こうした文帝の政策は、功臣列侯の反発を買い、文帝宮廷と軍功受益階層とのあいだの政治的緊張は一気に高まった。その結果、文帝宮廷は賈誼を長沙国相に左遷し、一方丞相周勃を解任して就国させるという打開策を打ち出し、それによって政治的膠着状態を打開し、宮廷と政府間の緊張を緩和し、政治危機の回避をはかった。要するに、当該期の漢朝宮廷・漢朝政府・諸侯王国三者のバランスは極めて微妙なものであり、結果皇帝権は制約をうけていたのである。しかしながら、景帝期にはいると、諸侯王国の独立性は急速に失われ、一方皇帝権に対する従属性を備えた法吏と軍吏官僚集団が軍功受益階層に取って代わり、漢朝政府の中枢を占めるようになり、また景帝の宮廷機関も漢朝政府の抑制下から完全に解放されるに至り、ここに皇帝権の膨張が顕在化していった。そして、軍功受益階層の独立性を保障するものであった「白馬の盟」の廃棄を意味する、無功の外戚あるいは降服匈奴王の封侯、それに反対した丞相周亜夫の罷免と獄死、その後任人事としての初の非軍功受益階層出身者衛綰の丞相就任、あるいは諸侯王国制度の徹底改革の断行を経て、あらゆる束縛から解放され、王国と政府とを凌駕した専制皇帝権が成立することとなった。このことは、漢初以来の覇業政治の完全な終焉と、帝業政治の復活を意味するものである。

以上が李開元氏の漢初政治史理解の大要である。ひとつの社会階層としての軍功受益階層という概念を設定することによって導き出された、皇帝・諸侯王・功臣列侯三者の政治的バランスのうえに展開される漢初政治史の、ダイナミックな「復元」には瞠目させられる点が多々ある。「漢、常に列侯を以て丞相と為」（『漢書』公孫弘伝）した背景に、漢初の丞相というポストが、皇族と軍功受益階層のあいだを均衡させ政治のバランスをとる鍵としての政治的役割を有していたということが作用していたこと、そうであったからこそ呂太后の死後、無功の呂産が相国に就任することで宮廷と政府との微妙な政治均衡が破れ、それが功臣勢力による政変を引き起こすこととなったこと、文帝期に列侯帰国策（列侯就国令）を献策し皇帝権強化に尽力した賈誼の政治的失脚と、功臣列侯を代表する周勃の

丞相罷免・就国とは、極度に高まった文帝宮廷と軍功受益階層とのあいだの政治的緊張を緩和し、政治危機を回避するために、文帝によって講じられた一連の政治的打開策であったこと、景帝期における丞相周亜夫の罷免と獄死が、政治勢力としての軍功受益階層の「消滅」を意味する象徴的出来事であったことなど、これまでになく一本筋の通った当該期の政治史理解となっているといえるであろう。

ただし、そうした「李氏版」漢初政治史に問題点や疑点が全く無いというわけではない。氏の理解に関わって、筆者がもっとも問題としたい点は、氏の政治史理解の出発点のひとつとなっている、漢初の中央政治機構が皇帝を中心とする宮廷権力機構と、丞相を中心とする政府権力機構とから成り立っているという考えである。氏は、三公九卿と総称される漢朝中央政府の主要な官職・官府が、その起源および役割によって、帝国の日常政務をつかさどる政府機構と帝室の家政をつかさどる宮廷機構の二つの部分に分かれていたことは、すでに多くの研究で指摘された「学界での通説」（著書二二二頁）であるとされる。そのうえで官府の所在から「省官」・「宮官」・「外官」という三分を試みられた楊鴻年氏の研究成果^⑤をふまえて、漢の政府機構は、そのうちの宮外に位置していた外官に相当し、丞相をはじめ治粟内史・廷尉などから構成され、一方宮廷機構は、宮中に位置していた省官および宮官に相当するもので、それには郎中令・衛尉・少府などがふくまれていたとされている。そしてこうした分類を前提として、さきとその大要を述べたような漢初政治史の展開が構想されたのである。さて、氏が「学界での通説」と断じられる漢朝中央政府機構の「分離」に関しては、氏もその注で引用された西嶋定生氏の概説に「国家統治機関」に「皇帝の家政機関」とに分けた叙述がなされており^⑥、また大庭脩氏がかつていわゆる九卿の基本的性格として、「治粟内史・廷尉・典客、すなわち経済・司法・外交関係の官僚が独立しているもの、なお、基本的には皇帝の家政機関という性格が強く残っているといわざるを得ない」と述べられたように^⑦、確かに漢初の中央政府機構の特色を説明する事柄として大方の認めるところであり、まさしく通説となっているといつてよからう。しかしながら、西嶋氏にしても大庭氏にしても、そうした漢朝中央政

府機構の「分離」を、組織的に固定し、かつ政治機能的に相反する、あるいは相対立するものと解されているわけでは決してないと考える。大庭氏は、秦から漢にかけての九卿は「基本的には皇帝の家政機関という性格が強く残っているといわざるを得ない」と述べられたうえで、九卿の中でもとくにそうした性格を強く有した少府を分析され、いわゆる帝室財政を掌握していた少府は、君主の家政機関として最も古くかつ中心的な官庁であったこと、そしてそうした少府から職掌の明らかな部分が分化独立して中央諸官府を形成していったこと、さらにそうした少府の演化作用は漢代を通じて進んでいったことなどをあきらかにされた^⑧。一方西嶋氏も、中央官府の多くが皇帝およびその一族の家政担当機関とでもいうべきものとしての性格を見出すことができるとされ、またそうした特色はさかのぼって秦帝国とも共通するものであり、おそらくは春秋末期から戦国時代にかけて国家の性格が変革され、家父長的な専制君主が出現する過程に、逐次出現したものである^⑨、と推測されている^⑩。こうした大庭・西嶋両氏の見解をふまえると、漢初における漢朝中央政府機構における皇帝の家政機能的性格の濃厚さと、その結果としての性格の異なるふたつの官庁群の並存という特徴は、専制君主国家形成の過程であくまで過渡的な形態をあらわすものと考えるべきこととなる^⑪。

「学界での通説」がこのように理解できるとするならば、漢初の中央政府機構に特徴的な「分離」を、方や皇帝を中心とする宮廷権力機構、方や丞相を中心とする政府権力機構というように、固定的かつ対立的に位置付けてしまふ李氏の理解は必ずしも妥当なものとはいえないように思われる。つまり李氏は、専制君主権力の成長過程であくまで過渡的形態としての「分離」を、あたかも別個の政治権力の並存を表現するものとして、かつ政治機能的に対立する関係にあるものとして把握し、両者のそうした対立関係を軸にその時々の政治史の推移を構想されてしまったわけである。さらには少府といった皇帝の家政機関というべき官府によって構成されるが、氏はそうした宮廷権力機構を基盤として漢初の皇帝権が成長していき、景帝

期にいたってその宮廷権力機構が完全なる独立性を獲得することで、そこに拠る皇帝権も他者による制限制約をうけることなき「専制皇帝権」として成立したとされている。そうであるならば、そうして成立した「専制皇帝権」は、皇帝の私的側面が限りなく膨張した、あくまで私権的性格の色濃いものとして浮かび上がってきはしないだろうか。以上のように、漢初政治上の個々の史実に関して精緻な考証によるいくつもの卓見が提示された李氏の研究であるが、その政治史構想の縦軸ともいえるべき漢朝中央政治機構の分離という設定それ自体に問題点を孕んでいるといえるのである。

二 好並隆司氏の研究をめぐって

前節で検討した李開元氏の研究にあつて、氏は漢初の宮廷機構と政府機構の並存を、武帝期以降に特徴的ないわゆる内朝と外朝の先行形態として把握されている¹³。こうした理解と基本的に同一線上にあつて、近年、漢朝の政治構造の展開を考究されているのが好並隆司氏である。氏の研究は、かつて氏が秦漢帝国の構造分析を進められるなかで得られた独特の二重構造論を下敷として、秦漢時代における「天子」と「皇帝」の機能分化とその両者のアンビバレンツな要素の矛盾の衝突として、漢代の政治史を動態的にとらえようとするものである。以下に、その論旨をおおまかにまとめるとともに、それに関わつて若干の私見を述べてみたい。なお、氏はこの問題に関して多くの論考を発表され、その考察対象は極めて多岐に亘つており、かつ秦・前漢時代を通覧した展開を構想されている¹⁴。それだけに、本来ならばその研究総体を対象とすべきであろうが、ここでは行論の都合上から、前漢前半期の政治史に関わる部分に絞つて論を検討することとする¹⁵。

氏の研究の前提となるのは、旧稿「前漢帝国の二重構造と時代規定」¹⁶で示された、秦以来の天子の家産的支配と皇帝の人民支配の並存という考え方であり、そのうえにたつて皇帝と天子との政治機能の分析さらには政治構造の考究がなされている。まず皇帝および天子の機能について、皇帝

の称号は人道（作為系列）を統べる者に与えられるのであり、万民を個別人身的に支配する専制的君主の呼称である。一方天子はこれに対して天道（自然系列）の下にある君主の称号であり、大宗として血縁的集団を束ねる機能をもっていた、と規定される。そしてこうした両機能は本来相互補完的に働くものであるが、内在的には自然系と人為系というアンビバレンツな関係にあり、それがために相互に矛盾を引きおこし、それによって政治の力学的動態が生まれてくる。その具体的現われが天子支配の内朝と皇帝支配の外朝との並存であり、それらの矛盾と統一とによって前漢の政治史が展開する、とされる。そうした「皇帝」と「天子」のせめぎ合いとして氏が構想する前漢政治史の概要は、あらまし次のようである。漢初より武帝期にかけては、呂后期に一時的に内朝支配が強まることはあつたものの、総体として人為系の方向すなわち外朝支配が主流であり、天子の宗族（諸侯王）などの分権勢力（自然系）を抑圧しながら、一方で丞相を頂点としそのうえに皇帝を戴く外朝官僚体制が形成整備され、皇帝による中央集権化が進展する。しかし武帝期にはいると、武帝が「後庭に游宴」して内朝・宦人支配を行い、外朝の権限を削弱し、また呪術的天子の機能を利用して合理的官僚制の展開に規制をかけることで、自然系すなわち天子支配が強まってくる。こうしたありかたは、武帝の遺詔をうけた霍光が大司馬大將軍として内朝を基盤に専制支配をおこなうことで継承された。霍氏一族を排除し親政を行った宣帝によって、「王霸を雑え」た、すなわち内朝・外朝のバランスのとれた政治がなされたものの、元帝以降はふたたび内朝を基盤とした天子支配が優位になり、その延長線上に王莽による政權篡奪が必然化することとなる。

漢代の皇帝と天子という称号に機能上の差異があつたことについては、つとに西嶋定生氏の研究があり¹⁷、その細部に問題を残しながら、皇帝が国内政治の場において機能し、一方天子が外国および天地の祭祀において機能するものであつたことについては、大方の研究者の一致するところであらう¹⁸。好並氏の論もそこから出発している¹⁹。ただし、そうした皇帝と天子とをもって別個の政治権力として機能すると措定し、さらに政治権力としての皇帝と天子とがそれぞれに外朝と内朝という政治機構を形成す

ると構想されることには納得しがたい点がある。氏が、皇帝と天子とが実際の政治上でも分離並立していたことを示す証左のひとつとしてあげられているのが、『漢書』巻四〇周勃伝にみえる、周勃ら功臣勢力による呂氏誅滅と文帝擁立の政変が成功した後のことについて記された史料である。

東牟侯興居は朱虚侯章の弟なり。曰く、諸呂を誅するに、臣功無し、請うらくは宮を除うを得ん、と。乃ち太僕汝陰の滕公と宮に入る。滕公前みて少帝に謂いて曰く、足下は劉氏に非ざれば、当に立つべからず、と。乃ち顧みて左右執戟に麾さしせず。皆な兵を仆ふせ罷む。数人去るを肯んぜざる有り。宦者令張釈論告す。亦た去る。滕公乗輿車を召し少帝を載せて出ず。少帝曰く、我を持って安くにか之かん、と。滕公曰く、就きて少府に舎らん、と。乃ち天子の法駕を奉じ、皇帝を代の邸に迎え、報じて曰く、宮慎んで除えり、と。皇帝、未央宮に入る。謁者十人戟を持って端門を衛る有り。曰く、天子在るなり。足下何為れの者ならん、と。入るを得ず。太尉往きて諭す。乃ち兵を引き去る。皇帝遂に入る。是の夜、有司部を分ちて済川・淮陽・常山王及び少帝を邸に誅す。

好並氏はこの記事にみえる経緯から、「代邸に天子として代王が居り、この時点で未央宮に皇帝たる少帝が居って並立していた。そして少帝を宮から排して少府の舎に移し、その空席に皇帝としての文帝が即位するに至ったのであり、以後、文帝は皇帝兼天子として君臨することになった」と結論づけられる²⁰。しかしながら、右には代邸で「天子の位に即」いた『漢書』文帝紀)文帝が、「皇帝」として天子法駕の迎えをうけたとされ、あるいは皇帝として未央宮に対峙していた少帝を、端門の警備に当たっていた謁者が「天子」と呼称していたとあったり、少なくともこの史料をみる限りでは、皇帝と天子という称号がそれぞれにその権力の性質を異にするものとして厳密に使い分けられていたとはいえないようである。文帝即位の経緯は、天子即位―皇帝即位の順で行われたことを明白に示すものとされているが²¹、こと現実の政治の場面にあつては必ずしも政治権力としての皇帝と天子との分離を史料から読み取ることは難しいのではなからうか。要するに、通説的にいわれる皇帝と天子の機能的分離を、君主権力の現実

的な政治構造上での質的相違にストレートに投影させ、そこから時期的な君主権力のありかた、権力構造の展開の有り様といった問題を云々することには無理があると考えるのである。

ところで、内朝と外朝がそれぞれ天子と皇帝の支配を表現し、天子による内朝支配の嚆矢が秦・二世期にあり、さらに呂后専制期にそれが一時的に強まったというように、政治構造としての内朝・外朝の出現を前漢武帝期以前に遡及させようとする好並氏の理解に関しては、別稿においてその史料解釈の問題を含め、やや詳しく検討をおこなない、私見を提示したところである。いまその結論のみを述べると次のようである。好並氏は秦・二世皇帝期に趙高が「常に中に侍し事を用」いた(『史記』李斯列伝)ことをもって内朝支配の嚆矢であったとされたが、二世皇帝および趙高による政治は、始皇帝によって志向された国政機関による皇帝支配を放棄し、私的人格の強い家政支配への傾斜を強めていったものであり、皇帝支配の私権化というべき性格のものであった。一方呂后期、「郎中令の如」き左丞相をもって「事を決つ」せしめた(『漢書』王陵伝)ことで内朝支配が優位になったと氏は解されたが、これまた軍事力によってまもりを固めた「私的空間」としての宮中に権力の基盤をおいた、呂氏による家政支配のありかたを示すものであった。要するに、いずれの時期も時の政治権力が君主支配の旧いありかたとしての私権的性格を強めたのであり、そこに立ち現れた政治現象をもって天子支配と皇帝支配の対峙ととらえ、内朝・外朝という政治構造を措定することはできないと考える。

いまひとつ、好並氏が、漢初以来の主流であった皇帝による外朝支配が、武帝期に至って天子による内朝支配へ大きく転換するとされる点についてである。この外朝支配から内朝支配への転換の要因・背景について、氏は、「鬼神を好ん」だ武帝が「天子としての恣意を実現せんがため」に「後庭に游宴」して宮中に宦者を用いた政務をおこなったことにあると述べられている²²。確かに武帝という強い個性をもった皇帝の治世が半世紀にも及んだことで、武帝の個性が国家のさまざまな面に影響を与えたであろうことは否定できない²³。しかしながら、武帝の時代は同時にそこに至る中国古代の歴史のひとつの到達点であったということもできる²⁴。従って、武帝期

に生じるさまざまな政治的な動向についても、そこに至るまでの過程をふまえ、いかなる状況として推移してきたのか、その結果として武帝はいかなる事態に直面することとなり、それにいかに対処しようとしたのか、といった事柄を考究する必要があるように思われる。その意味で、好並氏の所論は、武帝期における政治状況を説明することにはなっても、そうした情況がなによりゆえに現出したのかといったことを説明する解答にはなり得ていないのではなからうか。

以上、好並氏の近年の研究を秦末漢初期に関わる部分に限って紹介し論じてきたが、少なくとも当該期の政治史あるいは政治構造のありかたを考察するにあたって、天子と皇帝との機能分離を政治権力の次元に投影して考究するということは、如上の問題を動態的にとらえることが十分にできないという点で、必ずしも妥当なものとはいえないと結論せざるを得ないのである。

三 そのほかの研究

本節では、当該期の政治史に関わるそのほかの近年の研究のなから、筆者の問題関心に関わるものをいくつか紹介し、併せて若干の私見を述べてみたい。まず薄井俊二氏の研究からとりあげる。

薄井氏の当該期政治史に関する研究としては、論考二編がある。ひとつは「恵帝の即位―漢初政治における外戚の役割―(その一、その二)」²⁶である。恵帝系皇統(恵帝および二人の少帝)が、功臣勢力の圧倒的支持のもとスタートしたにもかかわらず、文帝の即位をもってその幕を閉じることとなったのは何故かという問題関心から、恵帝系皇統をめぐる諸情況および外戚呂氏一族の役割を分析したものであり、その大要は次のようにまとめられる。高祖が趙王如意擁立を強く希求したにもかかわらず、恵帝が即位できた裏には、帝位継承の不透明さゆえに滅亡した秦と同じ轍を踏むことを忌避したい功臣たちの強い支持があった。従ってその治世は高祖の方針に「遵いて失するなき」安定が第一義として求められ、恵帝を支えた呂氏一族の、外戚として先帝との強いつながり・連続性を強く意識するそ

のありかたとも相俟って、保守的守旧的性格のものとなった。しかしながら、国内外の情勢に変化が兆してくると、そうした性格が国政運営上の足枷となり、かつ呂氏一族に対する優遇と皇位継承の「失敗」とによって矛盾が増大し、功臣勢力による政変へとつながった。そうした流れのなかで、外戚呂氏一族は政権の安定的継続には大きな役割を果たしたものの、その保守的性格のゆえに情勢変化にともなう革新政治の流れの障碍となり、その結果いわゆる「外戚専権」と評される事態となってくるのである。

氏の研究のいまひとつは「漢の文帝について―皇帝としての権威確立問題・及び対匈奴問題をめぐって―」²⁷である。氏は、景帝によってそれまでの皇帝とは違った絶対的皇帝像が打ち出されたとし、その理由を文帝期に求める。氏によると、安定性と連続性を著しく欠いたかたちで即位した文帝にとって、皇帝と諸侯王との間の質的な絶対的差異を証明し確立すること、および偉大な創立者である高祖の存在を克服し、己れ自身の新たな権威を確立すること、のふたつが至上命題として課せられていた。文帝はそうした政治課題を、高祖以来の和親策を維持しつつ、一方で積極的・強硬的姿勢を顕示するというかたちでの対匈奴政策の推進によって解決をはかり、そのことを通じて自己の権威の確立をめざした。そのあとを承けた景帝は、そうした文帝を顕彰し高く評価することによって、その継承者としての自己の絶対性を獲得することが可能となったのである。

前漢初期政治上の重要な問題である、外戚呂氏に支えられた恵帝および二人の少帝の在位期、およびその外戚呂氏が排除されたあとに擁立された文帝およびその後継者景帝のいわゆる「文景の治」について、いずれも丹念にその政治史が跡づけられ、前者ではとくに高祖による皇太子廢嫡とそれに対する反対運動をめぐる動きや、いわゆる呂氏専横の政治的背景などに関して新しい見解が提示されている。また後者でも、政変を成功させた功臣たちに擁立された文帝が、難しい対諸侯王・対功臣の關係のなか、如何にして皇帝としての権威を確立し、つづく景・武帝期へのルールを敷いていったのかに関して、興味深い考察をおこなわれている。こうした薄井氏の考察とその結果に関して、筆者はその細部は別として、大枠の理解としてはおおむね妥当なものと考えている。ただし、筆者の問題関心から

いえば、薄井氏の構想する漢初政治史が、戦国以降の君主支配（皇帝支配）の展開のなかで政治構造的にいかんにかに説明されるのか、たとえば外戚呂氏勢力の保守的守旧的性格はいかなる政治構造をもって立ち現れ、そして瓦解するのか、あるいは高祖の呪縛から脱し、皇帝としての独裁性絶対性の確立を志向し、それをある程度達成し得た文景の治は、支配のありかたの面でそれ以前とはいかなる質的差異を有していたのか、といった諸点の解明が同時に進められるべきものと考える。

なお、文帝に関しては、佐藤達郎氏に「前漢の文帝―その虚像と実像―」²⁷があり、実像としての文帝という皇帝とその時代は秦から漢へのまさに転換点に位置していたが、一方社会現象の上では戦国漢初から武帝時代までに一貫した流れを認めてよいのではないかと結論づけている。

さて、最後に郭茵氏の研究をとりあげたい。氏には「漢初の南北軍―諸呂の乱を手がかりに―」²⁸および「呂太后の権力基盤について」²⁹がある。前者の論考は、漢初の南北軍の実態を究明することで、中央軍のありかたのみならず、当該期の権力構造とくに呂氏一族の権力基盤の解明を目指したものである。具体的には、なかば定説化していた浜口重国氏らの「衛尉が南軍、中尉が北軍」説をはじめとして諸説を批判し、皇帝の親衛隊としての郎中令の軍、本来は長安の警察的存在の中尉の軍、未央・長樂両宮内の警護隊としての衛尉の軍の他に、未央宮を守衛する北軍と長樂宮を守衛する南軍とがあったことを指摘し、そのうえで一時期を除いて南北軍の指揮権は上將軍が有しており、呂太后はそのポストを近親者に占めさせることで実質的に軍事権を掌握し、それによって政局をコントロールできたことと、さらに呂太后は北軍に守衛された未央宮に政治の重心を置き、そこにいる少帝を中心とした権力発動を志向していたこと、などを結論として説いている。一方後者の論考は、題目そのままに呂太后の権力基盤の検討を行ったものである。氏は、この問題に関する数少ない先行研究として、谷口やすよ氏の「嫡妻説」³⁰、美川修一氏の「人質説」³¹、李開元氏の軍権掌握説³²などがあるが、いずれも問題解決には至っていないと批判する。そのうえで兄周呂侯の有する軍事力のゆえに皇后となり得た呂后は、皇帝即位後も多く長安を留守した劉邦に代わって、蕭何をはじめとする功臣大臣

とともに国政運営にあたった。その過程で国政運営の能力を認められた呂后は、功臣大臣たちとの間に強い信頼関係を築き上げ、それが呂後の権力基盤となったと結論する。要するに、呂後の権力基盤はひとえに功臣勢力との信頼関係に置かれており、恵帝の死去によってその基盤がやや動揺したこと、南北軍の掌握という行動に出たということになるのか。

以上のような郭氏の研究であるが、南北軍の実態はさておき、別稿で詳述するように、呂氏の南北軍掌握は「我即し崩ずれば、帝年少なるに、大臣恐らくは変を為さん。必ず兵に抛り宮を衛り、慎しみて喪を送ること勿れ。人の制する所と為る母かれ」（『史記』呂太后本紀）と呂太后が遺言した言葉に表されているように、呂氏の立て籠もる宮室のまもりをひたすら固めるといふ性格のものであったのであり、それによって政局をコントロールしようというような前向きなありかたでは決してなかった。また、呂后と功臣大臣たちとの間に形成された信頼関係とはいかなるありかたのものであったのか、そもそも呂后による国政運営は具体的にどのようなものであったのか、そこでの蕭何らとの役割分担あるいは共同作業の実態はどのようなものであったのか、これらの点について郭氏は明確にされていない。氏は、如上の研究を呂太后期の権力構造を解明する第一歩として自ら位置付けられており、おそらくはそうした点についても現在その考察を進められていると思われる。今後に期待したい。

おわりに

以上三節にわたって、近年、前漢初期の政治史あるいは政治構造に関して、その全体像に関わる研究成果を発表されている、李開元・好並隆司両氏の研究を中心に検討をおこない、若干の私見を述べてみた。

筆者は、当該期の皇帝支配というものはいまだ組織化・体制化されておらず、生の人間としての皇帝個人の権力発動といった局面が濃厚に残存しており、それがために一面では時として極めて強い権力発動をみせるが、他面では他者の個人的な私的な政治介入によって、その権力発動が制約・掣肘されるという「弱さ」も併せもっていた。当該期の政治のダイナミクス

ムは、そうした「弱さ」を内包していた皇帝支配を、如何にして組織化・体制化していくかということが強く志向されてくるところに生まれてくる、と考えている。そしてそうした構想の一端を別稿で明らかにしたつもりである。併せ読みたい。

註

- (1) 浅野裕一氏は、秦の皇帝観と漢の皇帝観との間に本質的差異が存することを明らかにし、そこからいわゆる「秦漢帝国論」の全面的な批判を展開されている。同氏著『黄老道の成立と展開』（創文社、一九九二年）第二部第一章『秦漢帝国論』批判』など参照。
- (2) 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社、二〇〇一年）。重近啓樹『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）の刊行によせて』（日本秦漢史学会会報第三号、二〇〇二年）に要を得た紹介がなされている。
- (3) 山田勝芳『張家山第二四七号漢墓竹簡『二年律令』と秦漢史研究』（日本秦漢史学会会報第三号、二〇〇二年）は、張家山漢墓竹簡とくに「二年律令」の秦漢史研究における史料的价值について論じたものである。
- (4) 以下本論で紹介する論著・論考については、それぞれとりあげた箇所での出版社あるいは掲載雑誌などを注記する。なお、漢初の官制を取り扱った研究として、杉村伸二「漢初の郎官」（史泉第九四号、二〇〇一年）があるが、本稿ではとりあげることができなかった。また昨年一〇月に開かれた日本秦漢史学会第一四回大会で、森谷一樹氏は「皇帝と百官―戦国から漢初に至る郎中令を中心に―」と題した研究発表をおこなわれ、戦国・秦・漢初期の官僚制・官制の再検討と君主と官制機構との関係などについて考察された。その発表内容については日本秦漢史学会会報第四号に掲載予定。
- (5) 拙稿「尚書体制形成前史―前漢前半期の皇帝支配をめぐって―」（日本秦漢史学会会報第四号、二〇〇三年）。
- (6) 阿部幸信「書評 李開元著『漢帝国の成立と劉邦集團―軍功受益階層の研究―』（史学雑誌第一一〇編第六号、二〇〇一年六月）。
- (7) 史料には、呂産は「相国」に就任したとあるが（『史記』絳侯世家）、李氏はそれを「丞相」と解して論述している（李氏著書二三四頁）。なお、漢初の相国と丞相との関係については、鎌田重雄「相国と丞相」（『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二年所収）参照。
- (8) 楊鴻年『漢魏制度叢考』（武漢大学出版社、一九八五年）。
- (9) 西嶋定生『秦漢帝国』（講談社、一九九七年）第二章第五節「漢初の国家機構」。
- (10) 大庭脩「漢王朝の支配機構」（『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年）第一編第二章三三三頁参照。
- (11) 前掲註(10)大庭論考四〇頁参照。
- (12) 前掲註(9)西嶋著書二二〇頁参照。
- (13) 李開元著書第六章第二節註(32)に「本稿で取り上げた前漢初年の宮廷と政府ということは、漢代の内朝と外朝の先行形態として考えることができる」とある。
- (14) 本稿で直接検討の対象とした好並氏の研究は、次の諸論考である。
- ①「秦漢時代の天子と皇帝」（岡山女子短期大学紀要第二〇号、一九九七年）、②「前漢後半期の政治と官僚制度」（史学研究二二三号、一九九九年）、③「前漢の君主権をめぐる内・外朝」（史学論叢第二九号、一九九九年）、④「前漢代の内朝と宿衛の臣」（『芝蘭集』、一九九九年）、⑤「前漢代、内朝の血縁集団」（別府大学大学院紀要第二号、二〇〇〇年）。
- (15) 好並氏の研究全体に関する検討については、稿を改めておこなうこととしたい。
- (16) 好並著書『秦漢帝国史研究』（未來社、一九七八年）第一編第五章。
- (17) 西嶋「皇帝支配の成立」（『岩波講座世界歴史』第四巻所収、岩波書店、一九七〇年、のち西嶋著書『中国古代国家と東アジア世界』東大出版会、一九八三年に再録）。
- (18) 金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一年）など参照。
- (19) 前掲註(14)好並論考①参照。

- (20) 前掲註(14)好並論考①六頁参照。
- (21) 前掲註(18)金子著書第二部第六章「中国古代の即位儀礼の場所について」参照。
- (22) そうした理解は、前掲註(14)好並諸論考に一貫して示されているが、とくに論考④八頁にまともな叙述されている。
- (23) 西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治史的背景―」、『古代史講座』第一一巻、学生社、一九六五年、のち西嶋著書『中国古代国家と東アジア世界』に再録)参照。
- (24) 影山剛氏は、武帝の時代を「武帝の生涯を語ることは、もしそれを完璧に近い形で語り尽くすことができるならば、それは彼の生きた時代である秦・漢時代の古代中国の歴史を語ることであり、そしてまた相当の程度には中国の歴史を語ることであり」と評されている。影山著書『漢の武帝』(教育社、一九七九年)一〇頁。
- (25) 埼玉大学紀要(教育学部)第四一巻第一号人文・社会科学(I)、および同第四一巻第二号、一九九二年。
- (26) 埼玉大学紀要(教育学部)第四四巻第一号人文・社会科学、一九九五年。
- (27) 古代文化第五二巻第八号、二〇〇〇年八月。
- (28) 東洋学報第八二巻第四号、二〇〇一年三月。
- (29) 人文学報(東京都立大学人文学部)第三二五号(歴史学編第三〇号)、二〇〇二年。
- (30) 谷口やすよ「漢代の皇后権」(史学雑誌第八七編第一二号、一九七八年)、および「漢代の『太后臨朝』」(歴史評論第三五九号、一九八〇年)。
- (31) 美川修一「所謂漢の高祖の功臣の動向について―呂后専権の基盤―」、『中国前近代史研究』雄山閣出版社、一九八〇年、所収)。
- (32) 李開元著書『漢帝国の成立と劉邦集團』第六章第二節「呂氏政治と漢初軍功受益階層」。